

第2級海上特殊無線技士試験 受験の勧め

まもなく暖かな季節が再び巡ってきて、海へ出る機会が増えてきます。

それを見越してか、クラブ内から、緊急時等にも利用できるVHF無線の資格講習会を開催して貰いたい、という要望がありました。しかしながら、クラブが主催するには人数の確保に難しさがあり、結局次の方法をご案内することとなります。

①舵社等で主催のVHF無線用免許講習会を利用する方法。 費用的には3万円弱。

②自ら勉強して、飛び込みで資格試験に合格する方法。 費用的には1万円弱。

記者も旧3級特殊無線技士(海上用)の免許を持っていますので、簡易講習会の案内を探しましたが、講習費用が「少し高いやん!」という思いを持ちました。それならばと一念発起し、問題集を購入し、試験を受けて第2級海上特殊無線技士の免許を得ました。今回は、その受験の要領をご案内しましょう。

1. 先ず試験団体は(公財)日本無線協会を利用するのが良いでしょう。

大阪・天満、谷町筋沿いのビルに事務所があり、ここにお財布だけ持って訪ねれば、直ちに受験申込みができます。申込に印鑑は不要。顔写真の用意は後日で間に合います。

2. 次に免許取得までの費用の概算は9,000円とお考えください。

・受験費用5,150円

・参考図書2,000円前後(特殊無線技士問題・解答集。問題、解答と解説が載っているものにしてください。)

・合格後の近畿総合通信局への免許申請費用1,750円と返信用書留費用
(試験合格では合格証が届くだけです。その後にお役所への免許申請となります。
免許申請後、約1ヶ月で免許証が届きます。これで全ての手続きが完了です。)

3. 今後の試験予定

試験日	申込み受付期間
6月12日(水)	4月1日から同22日
10月23日(水)	8月1日から同20日

詳しくは「日本無線協会」のHPを検索ください。

蛇足ですが、記者は問題集を1ヶ月間で8回やりました。1日1時間を週2~3回、4週続ければ問題集は満点が取れるようになります。試験は100点満点の内、70点取れば合格です。

問題と解答を丸覚えでも十分合格可能です。

お財布に余裕をお持ちの方は「時は金なり」とばかりに、講習会をお選びになるかもしれませんが、是非、皆さんチャレンジください。

2014年2月 記者ジェームス・Uでした。

【参考】 無線協会のHPより転写

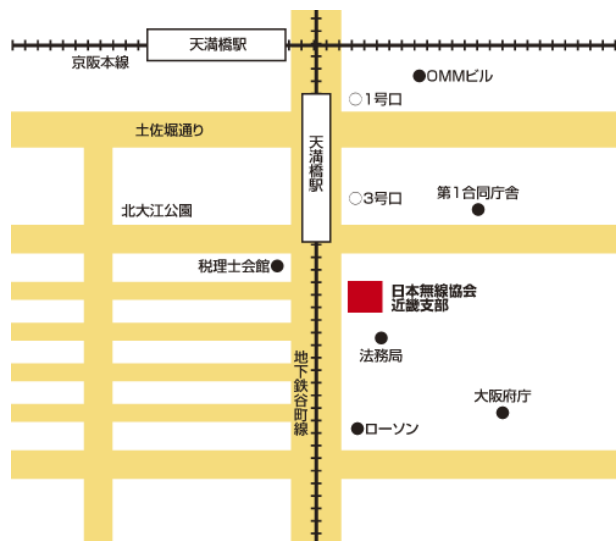
[1]公益財産法人日本無線協会・近畿支部の所在地

〒540-0012

大阪府中央区谷町一丁目3番5号 アンフィニィ・天満橋ビル(旧オグラ天満橋ビル)

TEL 06-6942-0420

・地下鉄谷町線「天満橋」下車「3号口」出口 徒歩2分



周辺図

[2]受験申込み要領

申請書用紙等の入手方法

- (1) 申請書用紙は、協会の事務所又は一般財団法人情報通信振興会（TEL：03-3940-3951）で販売しています（用紙代120円）。
- (2) 協会あて郵便により申請書を請求する場合は、封筒の表面に「特殊無線技士用試験申請書請求」と朱書きし、用紙代（120円）・郵送料（80円）として200円分の郵便切手を同封して申し込んでください。

その他

- (1) 試験の行われる月の前月の中旬頃に「受験票・受験整理票」を郵送します。月末までに手元に届かない場合は、申請書を提出した協会の事務所に問い合わせてください。
- (2) 「受験票・受験整理票」の紛失又は不着の場合には、試験開始前までに申し出があれば、試験当日、試験場において再発行します。
- (3) 申請書提出後、その申請書に記載した現住所に変更が生じたときは、すみやかに、郵便局（配達局）に住所変更の届（転居届）を提出しておいてください。
- (4) 転勤その他やむを得ない事情により受験地の変更を希望する場合は、当該試験日の10日前までに住所、氏名、変更を必要とする理由、変更希望受験地を記載した適宜の書面の変更願いを、申請書を提出した協会の事務所に提出してください。
- (5) 受験時に提出するもの
 写真：申請者には、協会から受験票・受験整理票を送付します。
 これに写真を貼って受験する際に提出していただくこととなりますので、あらかじめ写真を用意しておいてください。
 写真の規格は無帽、正面、上三分身、無背景、白枠のない試験日前6か月以内に撮影した縦3.0cm、横2.4cm のもので、裏面に氏名、生年月日を記載しておいてください。
- (6) 試験場では電卓及び計算尺の使用はできません。
- (7) 試験日時は、試験施行の都合により変更することがあります。
- (8) 試験場には駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。
- (9) 身体に障害がある方で、試験実施方法等についてご相談を希望される場合は、受験地を担当する事務所にお問い合わせください。
- (10) その他不明の点がありましたら、協会の事務所にお問い合わせください。

以上